

## 町田市立小・中学校集団宿泊行事参加費補助金交付要綱の一部改正について

別紙のとおり、町田市立小・中学校集団宿泊行事参加費補助金交付要綱を一部改正しました。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

### 1 改正理由

町田市立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い関係する規定を整理するため及び要綱の有効期限を延長するため、改正するものです。

### 2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 要綱で引用している規則の条項番号を改めます。(第9関係)
- (2) 要綱の有効期限を2024年3月31日限りに改めます。(附則関係)

### 3 施行期日

2021年3月31日に施行しました。ただし、改正内容(1)は、同年4月1日に施行しています。

町田市立小・中学校集団宿泊行事参加費補助金交付要綱の一部を改正する  
要綱

町田市立小・中学校集団宿泊行事参加費補助金交付要綱（2018年4月1日  
適用）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第9 交付申請及び受領権限の委任</p> <p>この補助金の交付を受けようとする保護者は、町田市立学校の管理運営に関する規則（昭和42年6月町田市教育委員会規則第2号）<u>第13条の4第1項</u>の規定により、補助金交付に係る手続及び補助金の受領権限を、集団宿泊行事を実施する学校の校長に委任するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この要綱は、<u>2024年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>第9 交付申請及び受領権限の委任</p> <p>この補助金の交付を受けようとする保護者は、町田市立学校の管理運営に関する規則（昭和42年6月町田市教育委員会規則第2号）<u>第13条の6第1項</u>の規定により、補助金交付に係る手続及び補助金の受領権限を、集団宿泊行事を実施する学校の校長に委任するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この要綱は、<u>2021年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この要綱は、2021年3月31日から施行する。ただし、第9の改正規定は、同年4月1日から施行する。